

【資料 4】

(下線部分は改訂予定部分)

改訂案	原行
<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>第 7 条 連絡会議の円滑な運営を行うため連絡会議の下に、次の小会議を設置する。</p> <p>(1) 維持管理関係</p> <p>(2) 防潮施設関係小会議</p> <p>(3) <u>大阪港BCP・海上対策関係小会議</u></p> <p>(4) 啓発関係小会議</p> <p>(5) 情報関係小会議</p> <p>(6) 復旧対策関係小会議</p> <p>2 小会議内の検討事項は、連絡会議に報告する。</p> <p>第 8 条～第 9 条 (略)</p> <p>(附則) この要綱は、平成 21 年 3 月 26 日から施行する。</p> <p>(附則) この要綱は、平成 24 年 3 月 29 日から施行する。</p> <p><u>(附則) この要綱は、平成 27 年 月 日から施行する。</u></p> <p>別紙 大阪港地震・津波対策連絡会議参加機関名簿</p> <p>財務省大阪税関 (追加)</p> <p><u>一般社団法人大阪港タグセンター</u> (追加)</p> <p>大阪湾水先区水先人会 (追加)</p> <p><u>阪神国際港湾株式会社</u> (追加)</p>	<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>第 7 条 連絡会議の円滑な運営を行うため連絡会議の下に、次の小会議を設置する。</p> <p>(1) 維持管理関係</p> <p>(2) 防潮施設関係小会議</p> <p>(3) 海上対策関係小会議</p> <p>(4) 啓発関係小会議</p> <p>(5) 情報関係小会議</p> <p>(6) 復旧対策関係小会議</p> <p>2 小会議内の検討事項は、連絡会議に報告する。</p> <p>第 8 条～第 9 条 (略)</p> <p>(附則) この要綱は、平成 21 年 3 月 26 日から施行する。</p> <p>(附則) この要綱は、平成 24 年 3 月 29 日から施行する。</p> <p>別紙 大阪港地震・津波対策連絡会議参加機関名簿</p>